

伊万里市指定容器（ごみ袋）広告掲載取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、伊万里市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例第16条第2項の規定により市長の指定する容器（以下「指定袋」という。）へ広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の対象）

第2条 広告を掲載する指定袋は、可燃物用（大）縦75cm×横47cm/65cm（マチ折込部分を含む全幅）とする。

（広告の掲載位置及び掲載枠）

第3条 広告を掲載する位置は指定袋の表面とし、掲載枠及び1枠の規格は次のとおりとする。

掲載枠：3枠 1枠の規格：縦6cm×横36cm

（掲載期間及び作製枚数）

第4条 広告を掲載する指定袋の可燃物用（大）は年間約1,200,000枚作製する。広告の掲載期間は、その年度内で作製した指定袋の販売が終了するまでとする。

（広告の色）

第5条 指定袋の色は半透明。掲載する広告に使用する色は青色一色刷りとする。

（広告の掲載の優先順位）

第6条 掲載する広告を決定する場合の優先順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 財団法人日本適合性認定協会によって認定された審査登録機関が発行したISO14000シリーズの認証を取得している者であって、市内に事業所等を有するものに係る広告。
- (2) 国、政府関係機関及びその他公共団体に係る広告。
- (3) 公共交通機関、ガス事業者、電力会社、新聞社、放送局（テレビ、ラジオ等）、銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合その他これらに類するものに係る広告。
- (4) 前号に掲げるものの以外の企業及び自営業者で、市内に事業所等を有するものに係る広告。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として市長が適当であると認めたもの。

（掲載希望者の募集）

第7条 市長は、本市の発行する広報紙などにより、毎年度期間を定めて指定袋へ広告の掲載を希望する者を公募するものとする。

2. 広告の掲載を希望する者が募集枠に満たないときは、市長は、第6条（1）（3）（4）号に該当する者に対し、広告の掲載の申込みに係る案内をすることができる。

(広告の申込み数)

第8条 同一の個人又は団体が指定袋への掲載を申し込むことができる広告の数は、原則として1回の募集につき1枠とする。

2. 2枠以上を申し込むことも可とする。ただし募集枠に満たない場合のみ認める。

(広告の掲載料金)

第9条 広告の掲載料は、広告1枠につき10万円とする。

2. 広告を2枠以上申し込む者の掲載料は、10万円に枠数を乗じた額とする。

(広告掲載の申込み方法)

第10条 指定袋に広告を掲載しようとする者は、伊万里市指定容器（ごみ袋）広告掲載申込書（別記様式）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第11条 市長は、前条の規定により申込みがあった場合は、当該広告が伊万里市広告掲載要綱第4条及び伊万里市広告掲載基準第3条及び第4条に該当しないかどうかを伊万里市広告審査委員会において審査し、当該要領第6条の優先順位において決定するものとする。

2. 前項により第3条に定める掲載枠を超えて同順位の申込みがある場合は、抽選により掲載する広告を決定するものとする。

3. 前2項の規定により掲載することを決定した広告が数点ある場合の掲載する位置は、抽選により決定するものとする。

4. 市長は、前3項の決定した内容を広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第12条 前項により掲載が決定した広告の申込者（以下「広告主」という）は、第9条に定める広告の掲載料を市長の定める期日までに一括納付しなければならない

2. 広告掲載に係る広告原稿の作製費は、広告主が負担するものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告の掲載を取り消すことができる。その場合において広告掲載取消し通知書（様式第3号）を申込者に通知するものとする。

（1） 広告主が広告掲載料を期限までに納付しなかったとき

（2） 広告主から広告掲載の辞退の申し出があったとき

（3） その他、市長が広告の掲載に支障があると認めるとき

(広告掲載料の還付)

第14条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責によらない理由によって広告を掲載することができなくなった場合においては還付できるものとする。

(広告掲載に伴う責任等)

第 15 条 掲載した広告の内容等に関する責任は、当該広告主が負うものとする。

2. 市長は、広告主の責めに帰すべき事由により広告掲載を中止したことに伴い、市に損害が発生した場合、損害賠償の請求をすることができる。

(協議)

第 16 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。